

宮崎市環境配慮指針環境配慮事項一覧

1 低炭素社会の構築			配慮事項	道路	河川	管工	面整	建築
(1) 長寿命化に適した資材やLED照明など、環境負荷の少ない製品の使用を心がけ、省エネルギー、省資源に努める。	1-1-1	LED照明の使用を推進する。	○	○		○	○	
	1-1-2	照明の自動制御の導入を図る。	○	○		○	○	
	1-1-3	省エネルギー型の照明機器、空調機器や節水型器具の採用を図る。					○	
	1-1-4	インバータ制御への変更による設備の省エネルギー化を検討する。					○	
	1-1-5	環境に負荷の少ない材料及び施工方法での工事を指示する。	○	○	○	○	○	
(2) 太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギーの利活用を推進する。	1-2-1	太陽光発電による照明や誘導サイン等への再生可能エネルギーの利用を検討する。	○	○		○	○	
	1-2-2	地域の自然特性に応じて、太陽光発電による照明及び標識などの安全施設を検討する。	○	○		○	○	
	1-2-3	排気熱の再利用を図る。					○	
	1-2-4	通風による熱負荷の低減に努める。					○	
	1-2-5	太陽光、自然光の活用を図る。					○	
	1-2-6	太陽光・太陽熱等の自然エネルギーを利用した冷暖房等のエネルギーシステムの導入を検討する。					○	
(3) 工事は可能な限り効率化・合理化し、工期の短縮を図る。	1-3-1	工事の効率化・合理化を図り、計画的な実施により工期の短縮を図る。	○	○	○	○	○	
	1-3-2	現場の状況を考慮して、二次製品の長尺化を図る。（側溝、境界ブロック等）	○	○	○	○	○	
	1-3-3	同調施工に努める。			○			
	1-3-4	凍結工法等、環境に影響の少ない工法を採用する。	○	○	○	○	○	
	1-3-5	仮設土留めでのパイプサポート使用を採用する。（木材使用の縮減）	○	○	○	○	○	
	1-3-6	材質を軽量化することによる動力の軽減を検討する。			○			
	1-3-7	開口部の断熱化と気密化に努める。					○	
	1-3-8	庇、ルーバー等の日除けの設置を図る。					○	
	1-3-9	屋根、外壁、床の断熱化に努める。					○	
(4) 工事車両等は低公害車を積極的に導入し、エコドライブを実践する。	1-4-1	工事関係車両は次世代自動車、低公害自動車を積極的に導入する。	○	○	○	○	○	
	1-4-2	工事関係車両を運転する際には、エコドライブを実践する。	○	○	○	○	○	
	1-4-3	出入り車両の整備・点検を励行する。	○	○	○	○	○	
(5) 工事完了後の維持管理が行いやすい資材・工法、環境負荷の少ない資材・工法に努める。	1-5-1	工事期間終了後の維持管理を見据え、長期に使用できる資材等を積極的に活用するよう努める。	○	○	○	○	○	
	1-5-2	環境に負荷の少ない材料での工事を指示する。	○	○	○	○	○	

宮崎市環境配慮指針環境配慮事項一覧

2 循環型社会の形成			配慮事項	道路	河川	管工	面整	建築
(1) 建設素材・資材等については、再生されたものや再生可能なものを積極的に使用する。	2-1-1	長期使用型資材など省資源の資材等の使用に努める。	○	○	○	○	○	○
	2-1-2	規格統一された製品の使用に努める。	○	○	○	○	○	○
	2-1-3	再生砕石の使用を推進する。（基礎材、裏込材、敷砂利、路盤材等）	○	○	○	○	○	○
	2-1-4	再生合材の使用を推進する。	○	○	○	○	○	○
	2-1-5	路上再生舗装の採用を検討する。	○			○		
	2-1-6	現場発生材の再利用を推進する。	○	○	○	○	○	○
	2-1-7	廃棄物再生品等の使用を推進する。	○	○	○	○	○	○
	2-1-8	廃プラスチック利用製品の活用を図る。	○	○	○	○	○	○
	2-1-9	再利用が可能な資材の利用を推進する。	○	○	○	○	○	○
(2) 間伐材や現存表土など自然素材の活用に努める。	2-2-1	間伐材の活用を推進する。	○	○	○	○	○	○
	2-2-2	既存表土を利用した植生の復元に努める。	○	○	○	○	○	○
	2-2-3	土地の掘削を伴う工事については、現場内利用を推進する。	○	○	○	○	○	○
(3) 工事期間中の節水に努める。	2-3-1	工事期間中の節水に努める。	○	○	○	○	○	○
(4) 雨水の流出抑制を積極的に図るとともに、水の有効利用に努める。	2-4-1	透水性舗装、浸透性の柵や側溝等による地下水涵養に努める。	○	○	○	○	○	○
(5) 建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理（3R）を推進する。	2-5-1	建設副産物の少ない施工技術及び施工方法の採用に努める。	○	○	○	○	○	○
	2-5-2	包装・梱包材の簡素化に努める。	○	○	○	○	○	○
	2-5-3	建設資材はリサイクル可能なものを積極的に使用する。	○	○	○	○	○	○
	2-5-4	土地の掘削を伴う工事については、掘削土量の削減に努めるとともに、現場内利用を推進する。	○	○	○	○	○	○
	2-5-5	発生残土は、他の公共工事との相互利用を推進する。	○	○	○	○	○	○
	2-5-6	発生残土は、できるだけ改良土等として有効利用に努める。	○	○	○	○	○	○
	2-5-7	リサイクル可能な建設副産物については、積極的な再利用を推進する。	○	○	○	○	○	○
	2-5-8	現場での分別実施を確認する。	○	○	○	○	○	○
	2-5-9	マニフェスト等により、廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに、適正に処理されたことを書類により明らかにする。	○	○	○	○	○	○
	2-5-10	発注者として、工事施工に伴い発生する建設副産物等が適正に処理されているかを確認する。	○	○	○	○	○	○

宮崎市環境配慮指針環境配慮事項一覧

3 自然環境の保全		配慮事項	道路	河川	管工	面整	建築
(1) 自然・生態系への影響に配慮し、本市のもつ豊かな自然環境の保全に努める。	3-1-1	既存の谷、小川、池等を保全しつつ活用することを検討する。	○	○		○	
	3-1-2	新たに植栽や放流を行う場合は、周辺の動植物への影響に配慮する。	○	○	○	○	○
	3-1-3	環境との共生を考えた立地条件及び設計手法の選択に配慮する。	○	○	○	○	○
	3-1-4	施設の形状等が周辺環境（歴史的環境を含む）との調和が図れるように総合的な検討を行う。	○	○		○	○
	3-1-5	地域の自然との調和に配慮する。	○	○	○	○	○
(2) 野生生物に配慮し、当該生息域に与える影響を極力小さくする。（移動経路、構造物、繁殖時期、代替生息地等）	3-2-1	工事の施工時期は野生生物の繁殖時期等に配慮する。	○	○	○	○	○
	3-2-2	生息生物の把握に努める。	○	○	○	○	○
	3-2-3	道路の建設により生物の生息空間が分断されないように動物の移動経路の確保に努める。	○	○		○	
	3-2-4	貴重な動植物を保全するためのルート選定、工法選定に努める。	○	○		○	
	3-2-5	野生生物の移動に配慮し、切土、盛土法面をできるだけ緩勾配にするよう努める。	○	○		○	○
	3-2-6	地形改変に伴う環境負荷の抑制に努める。	○	○		○	○
	3-2-7	ため池の止水用刃金土の代替品（ベントナイト系シート等）の採用を図る。		○			
	3-2-8	貴重な野生生物の生息する地域はできるだけ変更しないように努める。	○	○	○	○	○
	3-2-9	生息地を変更する場合は、野生生物の移植・代替生息地の確保に努める。	○	○	○	○	○
	3-2-10	水路の改修にあたっては、小動物が這い出しやすいような構造、断面を検討する。	○	○		○	
	3-2-11	構造物は、位置・形状を検討し、水生生物の生息域に与える影響を極力小さくする。また、堰等を建設する場合は、魚道の確保等に努める。	○	○		○	
	3-2-12	多自然型川づくり・水路づくりを推進する。		○		○	
	3-2-13	河道の変更や新水路等の設置に際しては、下流の自然環境に著しい影響を与えないように配慮する。		○		○	
	3-2-14	洗管時放流における流末部生息生物への影響に配慮する。		○	○		
(3) 工事を行う際の制限区域を最小限にとどめ、多様な生き物と人が共存・共生するまちの保全に努める。	3-3-1	工事を行う際の、立ち入り制限区域等を必要最小限にとどめる。	○	○	○	○	○
(4) 周辺の自然と調和した法面や壁面、敷地等の緑化整備を推進する。	3-4-1	周辺の植生と合った樹木を選定し、周辺の緑との調和を図る。	○	○		○	○
	3-4-2	法面の緑化（緑化ブロック等による植栽）を推進する。	○	○		○	○
	3-4-3	工事に伴って生じる法面裸地等へは積極的に緑化をするよう努める。	○	○		○	○
	3-4-4	植樹帯の整備を推進する。	○			○	
	3-4-5	施設の敷地内等の緑化を推進する。				○	○
	3-4-6	壁面緑化、屋上緑化、敷地等の緑化を推進する。				○	○
	3-4-7	駐車場の設置に当たっては、周辺との調和が図れるよう植樹等の修景を図る。				○	○
	3-4-8	造成工事が終わってから建物の建設までの期間が開く場合は、更地は裸地状態にせず、可能な限り緑化する。	○	○		○	○
	3-4-9	施設の敷地内は、ビオトープ等の生物の生息・生育空間の確保に努める。			○	○	○
	3-4-10	地域固有の植生による景観づくりに努める。	○	○		○	○
	3-4-11	敷地内については、舗装部分を必要最小限に抑え、植栽等により自然の水循環が損なわれないよう配慮する。				○	○
(5) 周辺地域の環境に配慮し、地域の特性に合った植栽・緑化を進め、周辺の緑との調和を図る。	3-5-1	既存表土を利用した植生の復元に努める。	○	○		○	○
	3-5-2	地域の特性にあった植栽、緑化を推進する。	○	○		○	○
	3-5-3	水辺の植生や樹林等の保護に配慮する。		○			
	3-5-4	計画地内の既存樹木は安易に伐採せず可能な限り移植するよう努める。	○	○		○	○
	3-5-5	現存する植生の保全に努める。	○	○	○	○	○
	3-5-6	河岸の緑地確保に努めるとともに、在来種・地域の特性に配慮した樹種による緑化に努める。	○	○		○	○

宮崎市環境配慮指針環境配慮事項一覧

4 生活環境の保全			配慮事項	道路	河川	管工	面整	建築
(1)	すべての市民に配慮し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。	4-1-1	すべての市民に配慮し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。	○	○	○	○	○
(2)	周辺の街並みと調和した景観形成に努めるとともに、歴史・文化資源の保全と活用に努める。	4-2-1	歴史的・文化的遺産が存在する地域はできるだけ回避、又は、事業用地の最小化に努める。	○	○	○	○	○
		4-2-2	埋蔵文化財などの歴史的・文化的環境の保全と整備に努める。	○	○	○	○	○
		4-2-3	地区景観に配慮した景観形成に努める。	○	○	○	○	○
		4-2-4	無電柱化の推進に努める。	○			○	
		4-2-5	工事用の防護壁等のデザインに配慮し、周囲の景観との調和に努める。	○	○	○	○	○
(3)	屋外照明や反射光等が、景観や周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮する。	4-3-1	道路照明灯の設置による光害の防止に努める。（必要性の検討、ルーバー、スポット設置）	○	○		○	○
		4-3-2	野生生物の生育・生息環境に配慮した照明の採用に努める。	○	○		○	○
		4-3-3	生活環境に配慮した照明の採用に努める。	○	○		○	○
		4-3-4	ガラス使用に伴う反射光に配慮する。					○
		4-3-5	ライトアップの必要性を検討する。	○			○	○
		4-3-6	ライトアップの最小限化に努める。	○			○	○
(4)	ダイオキシン対策やシックハウス対策等に努め、環境リスクの少ない建材や工法を採用する。	4-4-1	健康に影響を及ぼす恐れがない資材の使用に努める。	○	○	○	○	○
		4-4-2	「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年12月22日施行）を遵守する。	○	○	○	○	○
		4-4-3	シックハウス対策に努める。（ホルムアルデヒドの抑制を図る。）					○
		4-4-4	P C B廃棄物の適正な処理（保管・処分）を行う。					○
		4-4-5	設備等の新設・更新に当たっては、適切な冷媒を使用したものを採用する。					○
		4-4-6	フロン類の処理は適正に行う。					○
(5)	騒音、振動、粉じん、排出ガス、土壌汚染等の公害発生防止に努める。	4-5-1	環境関係・建設関係等関連法を遵守するよう指導する。	○	○	○	○	○
		4-5-2	受注者に対し、工事に伴う騒音、振動、粉じん、排出ガス等のより一層の低減に努めるよう指導する。	○	○	○	○	○
		4-5-3	騒音・振動・粉じんについては、仮囲い、散水等により発生防止に努める。	○	○	○	○	○
		4-5-4	市街地では低騒音、低振動型機械を使用する。	○	○	○	○	○
		4-5-5	市街地では排出ガス対策型機械を使用する。	○	○	○	○	○
		4-5-6	出入り車両についても排ガス・騒音・振動等について、極力抑制するよう適切な指導を行う。	○	○	○	○	○
		4-5-7	掘削に伴う濁水については、沈澱またはろ過を行い、適正に処理する。（沈砂池、木製土留工の施工等）	○	○	○	○	○
		4-5-8	土壌汚染により地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないよう適切な処置を講ずる。	○	○	○	○	○
		4-5-9	排水路の汚濁防止のため、施工時期に配慮する。	○	○	○	○	○